アフリカ現代史I

第7回 植民地支配の実態 (2)

1 ヨーロッパ人の入植と植民地支配

ヨーロッパからアフリカへの移民

- 南部アフリカ 南アフリカ、北ローデシア(現:ジンバブウェ)、南ローデシア(現:ザンビア)、ドイツ領南西アフリカ(現:ナミビア)
- 東アフリカ ケニア

人種差別的な政策→現在にも影響が残存

南アフリカ共和国





2 南アフリカ共和国 略史

- 紀元前先住民 コイ(ブッシュマン)、サン(ホッテントット)、300~900頃 バンツー系住民南下
- 1488 ポルトガル人のバルトメロウ・ディアス 喜望峰に 到達
- 1652 オランダ人(ボーア人=のちにアフリカーナとよばれる)の入植始まる
- 18C末 ケープ植民地 英に占領
- 1814~15 ウィーン会議
- 1834 奴隷制廃止
- 1899~1902 ボーア戦争
- 1910 南アフリカ連邦誕生
- 1948 国民党政権 人種隔離政策(アパルトヘイト)本格化
- 1991 アパルトヘイト関連法 廃止

3 オランダ東インド会社時代(1)オランダ東インド会社

- 1602 オランダ東インド会社設立、政府から特許、東インド、喜望峰以東、マゼラン海峡以西におよぶ広大な海域と沿岸部で諸施設の建設、行政・司法上の諸権限(警察権、課税、裁判権含む)、外交上の権限(条約の締結、宣戦、講和など)を認められる、貨幣の鋳造も可
- 1619 ジャワ島のバンテン王国の属領であったスンダ・カラバ(現ジャカルタ)を獲得、バタビアと改称→貿易と植民地経営の拠点に

(2)ケープ植民地の開拓

ヤン・フォン・リーベック 東インド会社のケープ支部の開設に 関心

- 1652 ケープに到着→社宅建設、農地開墾、城砦建設
- * 1657 東インド会社 9名の社員を解雇して自由市民に→ケープ半島のロンデボッシュに20エーカーの土地給付、現地住民との自由な牛の取引
- * 1657 ダホメおよびポ領アンゴラから170名の奴隷を輸入、 その後もマラッカ、マダガスカル、スリランカ、モザンビーク、 ゴールドコースト(現ガーナ)から奴隷の輸入を続け、社員や自 由な市民に割り当てる
- *
- □異人種間の結婚、混血進む
 1707 東インド会社は白人男性と現地女性との結婚を禁止

(3)ケープ社会の発展

- *ケープ植民地の移民増加
- 1662 フォン・リーベック ケープ去る、当時の白人 人口 約120名
- 1668 約200名のユグノー ケープへ移住
- 移住の条件 船賃無料、土地・資本・農具会社から 貸与、5年間の定住義務
- スレレンボッシュ 1683頃までに約30世帯が居住、 小麦の生産

- 18C初 ケープには約700名の会社従業員、約 1600人の入植者、約1100人の奴隷と地元牧畜民
- 1793 自由市民1万3830人、奴隷1万4747人愛奴隷の数の方が多い、自由市民の半数が奴隷を所有
- 自由市民、奴隷の数が増加
- →分業体制進む商工業、農業、牧畜業

(4)オランダの没落

- 1652 第一次英蘭戦争(~54)
- ・北海での貿易、海運、漁業、植民地をめぐる利害対立
- 1651 クロムウェル 航海法布告、イギリス優位
- 1665 第二次英蘭戦争(~67):オランダが巻き返す
- ・航海法はオランダに有利なものに変更1672第三次英蘭戦争(~74)←蘭仏戦争(1672~78)
- 英仏連合艦隊 オランダ本土上陸を目指す→オランダはこれを退散させる

オランダ東インド会社

• オランダ本国の没落と共に経営不振へ

イギリス(対ナポレオン戦争)

- 1795 ケープ占領
- 1802 アミアンの和約 フランスとの和睦→一時的 にケープを手放す
- 1806 英仏戦争再発 イギリス 再びケープを占領

4 イギリス領ケープ植民地 (1)パス法廃止・奴隷解放

1814 英領ケープ植民地

- イギリスの諸制度導入
- 1820 イギリスから約5000人の移民
- 国内の経済問題、東部フロンティアでのオランダ系入植者の拡大を阻止し、アフリカ人との衝突回避

1828 英語 公用語

- ケープ・オランダ語(後のアフリカーンス語)の地位が下がる1828 総督令第50号
- コイコイ人、カラードを法律上白人と平等に処遇、パス法廃止、アフリカ人の強制労働禁止 電パス法は1809に法制化、奴隷たちが単独で外出する場合、奴隷主から与えられたパス、通行許可書携帯が義務化、不所持は取締の対象

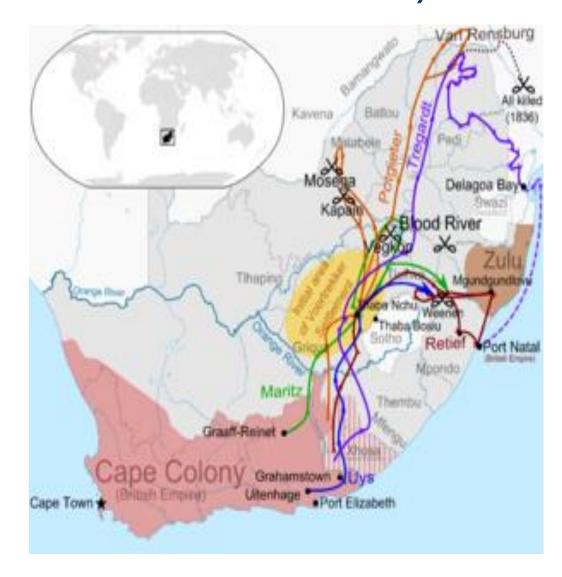
1834奴隷解放令

- 4年間で3万9021人の奴隷が自由を獲得
- オランダ系入植者 イギリス政府の補償に不満

(2) グレート・トレック (Great Trek)

グレート・トレックとは

- ケープ植民地からイギリスの支配の手が届かない新天地を求めて、北へ移動したオランダ系入植者の大移動
- 1830代から40年代、 200~300人の一団を 組み、ケープを脱出
- その数は、コイコイ人、 カラード、奴隷を含め て約1万人前後



- 1837 ナタール共和国建設 →1843 イギリスに武力で植民地化
- 1852 トランスヴァール共和国建設
- 1854 オレンジ自由国建設
 - 1871 イギリス併合
- 1890 セシル・ローズ ケープ植民地首相に
- 1891 デビヤス ダイヤモンド産業独占←1880 セシル・ローズ、デビヤス創業
- 1869 スエズ運河開通

- 1877 トランスヴァール共和国をイギリス併合
- 1879 イサンドルワナの戦い イギリス、ズール一軍 に敗れる
- 1881第一次ボーア戦争
- 1886トランスヴァール共和国ウイットウォータースランド金鉱発見
- 1899~1902 第二次ボーア戦争

5 アフリカ人の抵抗 ズールーの場合

- バンツー語系アフリカ人 1700年前頃から現在の 南アに居住
- 多くはモザンビーク、ジンバブウェ等から南下した農耕民、牧畜、狩猟も行う、鉄器や陶器を使用
- コイサン人とすみわけ:最南部がコーサ、最西部が ソト、最北部がツワナ

クワズール・ナタール州



ズールー王国

- *1787 シャカ ズールーという小さな首長国に誕生 →1817 ズールーの首長の地位継承
- *1820年代 ズールー王国 周辺の首長国を征服し、現在のクワズール・ナタール州の大部分の土地を支配
- ・中央集権的統治機構、徴兵制、4万人規模の常備軍、 ズールーが王国の言語に
- シャカ暗殺(1828)までの10年間 シャカの恐怖政治により南東部アフリカは大混乱 ☞ 「ムフェカネ」の時代とよばれる
- 「ムフェカネ」の時代:シャカの支配を逃れるためソシャンガネは北方にガザ王国、ムジリカジはンデベレ王国(現ジンバブウェ西部)を建国
- *1828 シャカ暗殺、弟のディンガネが王位継承

- ムネカフェ時代 白人の勢力拡大の好機をつくることに
- ⑤内陸高原地帯の人口密度 一時的に希薄に、白人 偵察隊は誰も住んでいないと思い、1830代に内陸の 高原へむけて移動
- 1830代~40代 グレート・トレック
- 1838・2 ディンガネ 移民の一行を急襲し全滅
- 1838 12 重武装した移民 ズールー王国中心部へ

- 1840 ディンガネの弟、ムパンデ 王位継承、32年間王国 統治
- 1840代確立したイギリス植民地ナタールや北西部のトランスヴァールとの境界を明確に、中心地域の統治を確立
- 1860代ボーア人の侵入激化→ナタール植民地と同盟、内陸のトラスヴァールに対抗
- 1873ムパンデ死去、息子のセテワヨ 王位継承
- 1877 シェプストン(英系移民2世、1846ナタールの原住 民担当官に) トランスヴァール占領
- ▼シェプストンは後の間接統治を練り上げることにもなる
- 1879 イギリス ズールー王国侵入
- 1879・1. 12 イギリス軍部隊 ズール―戦士の急襲、10 00名以上の犠牲、壊滅→同年7月イギリス軍 大規模な増 援部隊派遣し、首都を陥落
- 1887 ズールー王国 英に併合

6 英領の統治システム

- シェプストンの「原住民政策」(シェプストン・システム)
- アフリカ人の伝統社会の存在を認知、植民地支配のために効果的に利用
- 植民地当局農村一帯の一部を居留地(リザーブ)に指定、アフリカ人をそこに閉じ込める
- 居留地では、白人の地方判事(マジストレイト)の監督の下で伝統的首長が住民を直接的管理
- 伝統的首長が存在しない地域では地元の有力者を新たに「伝統的首長」に任命
- アフリカ人首長 自らが治める共同体内部の出来事に は一定の裁量権有
- 植民地当局に反旗を翻した場合

ナタール植民地の場合

- ・アフリカ人家長 家屋に課税
- アフリカ人が消費する輸入品
- 結婚 課税
- 居留地外に住むアフリカ人農民 白人地主へ地代
- 様々な「法律違反」 高い罰金
- 1872 植民地の歳入 19万119ポンド 大部分アフリカ人から徴収→歳出 15万675ポンド(アフリカ人に割り当てた予算 5891ポンド)
- ◎シェプストン・システム

7 南アフリカ連邦

- 第二次ボーア戦争 イギリス勝利→トランスヴァール共和国・オレンジ自由国 英領に→1906 自治政府が認められる
- 1910 南アフリカ連邦誕生、4州から構成(ケープ州、ナタール州、オレンジ自由州、トランスヴァール州)
- 初代首相 トランスヴァール出身のボーア将軍ボタ
- ◎多数派アフリカ人の支配確立、ヨーロッパ本国からの自立
- 1911 鉱山労働法 白人と黒人の職種、賃金格差の取り 決め
- 1913 原住民土地法 アフリカ人の指定居住地を全土の7. 3%に、アフリカ人の移動制限、アフリカ人の労働力確保
- 1926 産業調停法 アフリカ人労働者の諸権利 剥奪されるか、制限される 例 ストライキ権の禁止

アフリカーナ・ナショナリズム

- 1948 国民党政権 →アパルトヘイト政策の制度化
- なぜアパルトヘイト政策が生み出されたのか?
- 「アフリカーナ・ナショナリズム」の歪み
- 南ア連邦でアフリカーナは政治的差別されたわけではない (歴代首相はアフリカーナ)
- グレート・トレックからボーア戦争に至る過程で、アフリカーナに蓄積したイギリス系に対するコンプレックス、怨念
- アフリカ人に対する優越感、恐怖感、人種的少数者であることなどの危機感
- 第1次世界大戦後のアフリカーナのプア・ホワイト化

アパルトへイト体制アフリカーナ・ナショナリズムとアングロサクソン流植 民統治術が融合

主な参考文献

- ・川田編著『アフリカ史』 山川出版社
- 宮本・松田編『新書 アフリカ史』講談社現代新書
- 峯陽一『南アフリカ「虹の国」への歩み』岩波新書